

## 【介護給付】日中活動系サービス併給者

サービスの種類	障がい支援区分	基本支給量
居宅介護 (身体介護中心)	区分1	7時間
	区分2	9時間
	区分3	13時間
	区分4	25時間
	区分5	39時間
	区分6	56時間
	児童	22時間
居宅介護 (家事援助中心)	区分1	15時間
	区分2	19時間
	区分3	28時間
	区分4	52時間
	区分5	83時間
	区分6	120時間
	児童	47時間
重度訪問介護	区分3	65時間
	区分4	83時間
	区分5	107時間
	区分6	147時間
行動援護	区分3	25時間
	区分4	
	区分5	
	区分6	
	児童	
同行援護	児童・区分なし～区分6	25時間
重度障がい者等包括支援	区分6	85,750単位
短期入所	区分1～区分6	7日 但し、地域生活支援事業の日中一時支援と合わせた日数を上限とする
	児童・区分1～区分3(従来区分)	
生活介護	区分3～区分6	当該月の日数から8日を控除した日数
療養介護	区分5～区分6	当該月の日数
施設入所支援	区分3～区分6	当該月の日数

## 【訓練等給付】

サービスの種類	基本支給量
自立訓練(機能訓練)	当該月の日数から8日を控除した日数
自立訓練(生活訓練)	
宿泊型自立訓練	当該月の日数
就労移行支援	当該月の日数から8日を控除した日数
就労継続支援(A型)	
就労継続支援(B型)	
就労定着支援	当該月の日数
自立生活援助	
共同生活援助	

## 【障がい児通所給付】

サービスの種類	基本支給量
児童発達支援(医療型・居宅訪問型含む)	当該月の日数から8日を控除した日数
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	